

[法令名称] 上海市の労働争議仲裁管轄を調整することについての通知

[発布機関] 上海市労働社会保障局

[発布番号] 滬勞保仲發〔2008〕44 号

[発布日] 2008-08-21

[施行日] 2008-09-01

[時限性] 現行有効

[效力等級] 地方規範性文書

[全文]

上海市の労働争議仲裁管轄を調整することについての通知

滬勞保仲發〔2008〕44 号

各区（県）労働社会保障局、市労働争議仲裁委員会、各区（県）労働争議仲裁委員会に宛てる：

「中華人民共和国労働争議調停仲裁法」の実施を貫徹するために、上海市人民政府の同意を取得した上、ここに本市労働争議仲裁管轄を以下の通り調整したので、これに従い執行されたい。

- 一 市労働争議仲裁委員会は以下の労働争議案件を管轄する。
 - 1 登録資本金が一千万米ドル以上（又は、一千万米ドル以上相当）の本市外商独資企業と労働者との間に発生した労働争議案件。
 - 2 本市企業と同企業における適法な就業資格を取得した外国籍人員、台湾・香港・マカオの人員及び国外に定住する人員との間に発生した労働争議案件
 - 3 重大な影響力のある労働争議案件。
- 二 各区（県）労働争議仲裁委員会は、その行政区域以内における、上海市労働争議仲裁委員会が管轄する以外の労働争議案件を管轄する。

浦東新区労働争議仲裁委員会は、その行政区域内における本通知第一条第 1 項の労働争議案件の管轄を同時につかさどる。

- 三 労働争議は、労働契約履行地、又は雇用主の所在地の労働争議仲裁委員会が管轄する。当事者双方が労働契約履行地と雇用主の所在地の労働争議仲裁委員会にそれぞれ別々に仲裁を申立てた場合、労働契約履行地の労働争議仲裁委員会が管轄する。

- 四 各労働争議仲裁委員会は、法律に基づき、労働争議案件を確実に処理しなければならない。各労働保障行政部門は、労働争議仲裁業務の人員、経費、及び調査処理条件を積極的に調整して遂行しなければならない。
- 五 上海市が以前に公布した労働争議仲裁管轄の関連規定と本通知が一致しない場合、本通知に基づいて執行する。
- 六 本通知は 2008 年 9 月 1 日から施行する。

上海市労働社会保障局
二〇〇八年八月二十一日